

年金・雇用保険制度改革と年金資産

小 塩 隆 士

I はじめに

1994年度の年金制度改革は、厚生年金の支給開始年齢を60歳から徐々に引き上げ、最終的には65歳とすることを目指している。それに対応して、60歳台前半の厚生年金も65歳以降の本来の支給とは性格の異なる「別個の支給」（報酬比例部分に対応）とされ、現行の仕組みから徐々に切り替えられることとなっている。しかし、多くの企業は60歳定年制を当分の間維持すると予想されるので、60歳台前半における雇用や所得面の保障をどのように政策的に手当てするかが重要な課題となる。実際、1994年度の年金制度改革では、これまで高齢者の就業意欲を抑制してきた在職老齢年金制度の改正が打ち出されている。一方、雇用保険制度においても、定年後継続して雇用される高齢者に対して、賃金の水準に応じて給付金を支給する高年齢雇用継続給付の制度が導入された。

本稿では、厚生年金の支給開始年齢が65歳となる将来時点における高齢者就業の問題を考えるための予備的作業として、1994年度における年金・雇用保険制度改革が、60歳定年後のサラリーマンの就業/引退に関する意思決定に対してどのような影響を及ぼすかという問題を検討することにする。しかし、これらの制度改革の実際の効果を計測するにはまだデータが十分出揃っていないので、本格的な実証分析は行えない。そのため、標準的サラリーマンを想定して、制度改革が彼の意思決定にどのようなバイアスを与えるかを簡単

な数値計算を行うことによって検討することにする。

具体的には、2歳年下の無業の妻を持つ1940年生まれの標準的サラリーマン（1995年で55歳）が、定年まであるいは定年後も働き続けることにより、生涯において受け取る年金総額の割引現在価値——「年金資産」（pension wealth）——がどのように変化していくかという点に着目する。そして、その変化の度合いが在職老齢年金制度の改正や高年齢雇用継続給付の導入等によってどの程度影響を受けるかを定量的に示すことにする。

年金資産の試算、あるいは年金資産の変化が高齢者就業に及ぼす影響については、アメリカではWard [1984]、Kotlikoff-Wise [1989]、Stock-Wise [1990]、Lumsdaine-Wise [1994]、日本では高山他 [1990] や清家 [1991] 等が代表的な分析例である。我々は基本的にこれらの分析で用いられた手法を踏襲するが、最近時点のデータを用いている点や、妻の年金給付や遺族年金の存在、上述のような制度変更の効果を明示的に扱っている点が我々の分析の特徴である。特に、現行制度の下では、在職老齢年金制度の改正により60歳以降フルタイムで就業していても年金がある程度給付されるようになっており、しかも高年齢雇用継続給付という「補助金」が支給される仕組みになっている。したがって、就業か引退かという意思決定は、フルタイム就業なら年金がかなりの程度あるいは100%減額されていたこれまでとは異なった形で現れてくるものと思われる。

以下では、まず、次のIIで年金資産の考え方やその経済的意味を議論した後、IIIでその資産の方

法を説明し、IIIで試算結果とその政策的なインプリケーションを検討する。そして、最後のIVで本稿での議論をまとめる。

II 公的年金の中立性と年金資産

望ましい年金制度の条件の一つは、それが人々の経済活動、なかでも就業行動に対して中立的であることであろう。しかし、現実には、公的年金の支給が高齢者の就業意欲や労働供給の決定にネガティブな影響を及ぼしていることがこれまでも指摘されてきた(清家 [1993], 橘木=下野 [1994] 等)。働き続ける能力や意思が十分あるのに、年金が支給されるからという理由で引退する高齢者の数が多くなれば、それは社会全体にとって非効率であるばかりでなく、年金財政にとってもマイナスとなる。

それでは、どのような場合年金は高齢者の就業行動に対して中立的になるのだろうか。就業を続ければ賃金を受け取ることができるが、引退すれば年金が支給される。しばしば年金支給額の賃金に対する比率を「置き換え比率」(replacement ratio)と呼び、この比率が大きくなり、そして1に近づく(あるいは上回る)ほど引退した方が得になると説明される。しかし、この説明は実は厳密ではない。引退を1年先延ばしして就業を続けると、その1年間は年金は支給されないが、被保険者期間がその分伸びるため来年以降将来にわたって年金支給額が増加する可能性があるからである。つまり、引退/就業の意思決定に際しては、生涯において得られる年金総額の割引現在価値——年金資産(pension wealth)——が引退を1年先延ばしすることによってどれだけ変化するかが目される。そして、年金資産が変化しないときに年金は引退/就業の意思決定に際して中立的となる。ただし、この議論は、サラリーマンが年金資産を最大化するように引退時期を決定するということを必ずしも意味しない。引退を1年先延ばしすれば年金資産が減る(増える)場合に、引退しよう(就業を続けよう)という方向へのバイアスがかかるということを言っているだけである。

年金資産と引退行動の関係に関する理論的分析としては、Crawford-Lilien [1981], Stock-Wise [1990] 等が代表的なものとなっている。彼らは引退を先延ばしした場合における期待効用の変化に注目し、期待効用が増加すれば引退を先延ばしする、あるいは期待効用を最大にする年齢が最適引退年齢であるとして引退行動をモデル化している。ここではまず、彼らのモデルを参考にして、年金資産の変化が就業/引退の意思決定にどう影響するかを単純化されたモデルによって説明しておこう。

いま、 D 年後まで生存しその時点で死亡することが確実なサラリーマンが、最適な引退年齢をどの時点で設定するか検討しているとする(ただし、以下では D 年後を D 歳と読み替え、0歳から働き始めたと思なす)。そして、 $i(0 \leq i \leq D)$ 歳における消費を c_i 、余暇を l_i として、その時点の効用水準が $u(c_i) + v(l_i)$ で表されるとする($u'(\cdot) > 0$, $v'(\cdot) > 0$)。簡単化のために、 $v(l)$ は就業していればゼロ、引退していれば $v(>0)$ として規準化する。また、 t 歳で引退した場合の年金資産を A_t と表記する。さらに、簡単化のために、実質賃金を各年齢共通で w 、利子率(割引率)をゼロとし、完全な資本市場を想定するとともに、遺産の存在は無視する。このとき、 t 歳に引退することを前提とした場合の最適な消費水準が、各年齢において $c_i = (tw + A_t)/D$ という一定の値をとることは簡単な計算によって示される。したがって、 t 歳及び $t+1$ 歳で引退した場合の生涯にわたる効用水準 V_t 、 V_{t+1} はそれぞれ、

$$\begin{aligned} V_t &= Du((tw + A_t)/D) + (D-t)v \\ V_{t+1} &= Du(((t+1)w + A_{t+1})/D) \\ &\quad + (D-t-1)v \end{aligned}$$

となる。このサラリーマンは、この $V_{t+1} - V_t$ がプラスである限り引退を先延ばしし、プラスからマイナスに転じる年齢で引退するだろう。ところが、近似的に、

$$V_{t+1} - V_t = Du'((tw + A_t)/D)(w + A_{t+1} - A_t)/D - v$$

と変形できる。したがって、 $A_{t+1} - A_t < (>) 0$ であれば $V_{t+1} - V_t < (>) 0$ が成立しやすくなる。ま

た、 $A_{t+1}-A_t=0$ であれば、 $V_{t+1}-V_t$ の符号は明らかでないものの、少なくとも年金資産の変化は引退行動に対して中立的となる¹⁾。なお、現実には、死亡確率に関する不確実性 (Crawford-Lilien 参照)、個人の属性に固有のランダム効果に対する危険回避度 (Stock-Wise 参照) 等が考慮されて最適な引退年齢が決定されることになるはずだが、ここではそれらの要因は捨象されている。

この年金資産は、より具体的には次のような考え方で計算できる。まず、年金給付額の割引現在価値を計算するための基準年齢を仮に 55 歳としておこう。これは、定年 (60 歳) を待たずして早期引退するメリット/デメリットも検討したいからである。このとき、 t 歳 ($t \geq 55$) で引退し年金生活に入った場合の年金資産 $PENW_t$ を算出する基本式は、55 歳時点の価格で評価して、

$$PENW_t = \sum_{i=t}^D SVH_i PEN_i / (1+d)^{i-55}, \quad t \geq 55$$

で与えられる。ただし、ここで、 SVH_i は 55 歳まで生存したとしてさらに $i (\geq 55)$ 歳まで生存し続ける条件付き確率、 PEN_i は i 歳において受け取る年金給付額、 d は割引率 (利子率)、 D は最大年齢である。現行制度では 60 歳未満では年金は給付されないので、 $PEN_i=0$ for $55 \leq i \leq 59$ である。

また、就業を続けるかぎり保険料を支払わされることを考慮すれば、年金資産は保険料の現在価値を差し引いたネット・ベースで計算すべきである。もちろん、年金加入後支払ってきたすべての保険料を差し引いて年金資産を計算するという考え方もあり得る。しかし、本稿では、高齢時における公的年金と就業/引退の意思決定の關係に注目しているので、55 歳という基準年齢以降における保険料支払分についてのみ考慮する。さらに、簡単化のため所得税の存在は無視しよう。

さらに、「年金資産発生額」(pension wealth accrual) $PENWA_t$ を、

$$PENWA_t = PENW_{t+1} - PENW_t$$

と定義する。この値がプラスであれば、公的年金は就業/引退の意思決定に対して就業を続けるべ

きだという方向に、マイナスであれば引退すべきだという方向にバイアスをかけることになる。そして、年金資産発生額がゼロであれば、年金資産は引退行動に対して中立的であると評価されることになる。なお、上で定義した年金資産発生額は、年金資産の水準と同様、55 歳時点の価格で評価したものであること、また、55 歳までに支払った保険料を考慮して年金資産を計算しても年金資産発生額の大きさは影響を受けないこと、に注意されたい。

III 年金資産の試算方法

ここでは、(公的年金・雇用保険の新制度が適用される初年度である) 1995 年時点において 55 歳の誕生日を迎える高卒サラリーマンを試算の対象とする。彼は、(1) 18 歳で就職した後 37 年間同じ企業にとどまって働き続けてきたが、そのうち 55 歳までの 25 年間厚生年金に加入してきた²⁾、(2) 2 歳年下の無業の妻 (第 3 号被保険者) と家計をともにしている、(3) 子供はすでに独立した家計を営んでいる、とする。

現行の厚生年金制度では、サラリーマンが 60 歳になって引退すると、定額部分と報酬比例部分から構成される年金、そして妻のための加給年金を受け取ることができる。これが厚生年金の「特別支給」と呼ばれるものである。そして、65 歳以降になると、定額部分と報酬比例部分がそのまま老齢基礎年金と老齢厚生年金に置き換えられて支給される。また、妻が 65 歳になると、それまで夫に支給されていた加給年金は打ち切れ、振替加算に置き換えられて妻名義の老齢基礎年金とともに妻に支給される。また、我々が想定するサラリーマンは 60 歳までに引退する自由も持っているが、その場合、当然ながら 60 歳になるまで厚生年金は支給されず、厚生年金の保険料を支払う必要もないが、逆に国民年金の保険料を支払う義務が生じる。

以下では、このような厚生年金制度における年金給付額と年金資産の大きさを試算する方法を簡単に紹介する。

1. 賃金プロフィールと標準報酬月額・平均標準報酬月額の計算

年金給付額を決定するためには、賃金報酬に関する情報が不可欠となる。厚生年金の報酬比例部分が、これまでそのサラリーマンが稼いできた賃金報酬(税引き前)の額に依存するからである。その計算のためには、過去の賃金プロフィールを洗い出してそれを標準報酬月額に変換し、さらにインフレ分を調整するために「再評価」を行って平均標準報酬月額を求める必要がある。しかし、日本の場合、同一個人の過去の賃金プロフィールを入手することは困難なので、清家[1991]の方法を若干修正し、労働省『賃金構造基本統計調査報告』を用いて次のようにそれを推計する。

〈第1ステップ〉高卒男子の労働者(産業計、企業規模計)の平均的な所定内給与額を年齢別・勤続年数別のクロスで収録する(1994年データ)。ここでは、18歳以降、同一の会社で働き続け、60歳で定年を迎えるサラリーマンを想定する。したがって、勤続年数は、18歳で0年、19歳で1年、……、59歳で41年、という形になる(ただし、『賃金構造基本統計調査報告』では勤続年数は階級値になっているので、賃金も1歳刻みでは変化しない。詳細は清家[1991]参照)。なお、定年後の賃金については、勤続による賃金上昇は単純化のため捨象し、60歳時(勤続0年)のフルタイム賃金で固定する。

〈第2ステップ〉しかし、年金額の査定には、きまって支給する現金給与額がベースになっている。きまって支給する現金給与額は年齢別でしか収録できないので、第2ステップで求めたクロスの所定内給与額のデータを、年齢別(産業計、企業規模計)のきまって支給する現金給与額/所定内給与額の比率で膨らませる。

〈第3ステップ〉第2ステップで得られた賃金を、労働省の『毎月勤労統計調査』の毎年の定期給与(きまって支給する現金給与額)の値を用いてデフレートし、当該労働者の過去の賃金プロフィールを再現する。

〈第4ステップ〉第3ステップで得られた過去

の賃金を厚生年金の標準報酬月額に変換し、さらに厚生年金の再評価率を用いてそれを再評価する。そして、その結果と当該サラリーマンの厚生年金加入年数を考慮することにより、報酬比例部分の計算のベースとなる平均標準報酬月額を算出する。就業年数(=厚生年金の被保険者期間)に応じて、この平均標準報酬月額の値は変化する。

2. 年金給付額の査定

t 歳まで働き続けた場合の平均標準報酬月額を ASW_t とすれば、その時点で引退したときの満額年金給付額 $PENF_t$ (月額) の査定式は、本稿のサラリーマンの場合、

$$PENF_t = FIX \times \min[37, t-30] + RADE \times (t-30) \times ASW_t + ADD$$

として与えられる。ただし、 FIX , $RADE$, ADD はそれぞれ定額単価、乗率、妻の加給年金である。このうち、定額単価と乗率は生年月日によって異なる。また、加給年金の支給は妻が64歳までであり、65歳以降は振替加算に置き換えられる。我々の試算は1995年度を基準にするので、定額単価や加給年金及び振替加算の額は1994年表の値に1995年度の物価スライド率(1.007)を乗じ、1996年以降は物価上昇分を無視する。

なお、本稿では年金・雇用保険制度改革の効果を検討するが、年金査定における各種の単価、乗率、標準報酬月額の再評価率等が変更されたことによる効果は単純化のため捨象する。そして、それらの計数については、1994年10月の表に示されたものを制度改革前・後両方の計算に際して用いることにする。

3. 在職老齢年金制度の改正と高年齢雇用継続給付

1994年度における在職老齢年金制度の改正は、在職の場合の年金額の減額パターンをスムーズなものとし、賃金と年金の合計額が働けば増えていくという仕組みにするものである。改正前の制度では、例えば、標準報酬月額が22-24万円で満額年金の8割支給停止、26万円以上なら全額支給

停止となっており、フルタイム就業は事実上年金のかかなりの部分あるいは全額を放棄することを意味していた。そのため、在職老齢年金制度が高齢者の就業に対してネガティブな影響を与えていたことがこれまでもしばしば指摘されてきた。しかし、新制度ではこの点がかなり改善されている。一方、1994年度における雇用保険法の改正により、1995年度から高年齢雇用継続給付が実施されている。これは、60歳以降雇用を継続する者で賃金が以前より低下した者に対し、その賃金額の最大25%の給付金を支給するものである。以上の在職老齢年金と継続給付の具体的な算定式は、付録に示されている。

4. 年金資産の導出

以上の前提の下で、年金資産の大きさはどのように計算されるだろうか。ここでは次の5点に注意しなければならない。第1は、無業と想定している妻への年金給付額をどう処理するかである。サラリーマンの妻は、夫が年金を受け始めると64歳までは加給年金、65歳以降は老齢基礎年金と振替加算を受け取ることになる。家計を世帯単位で考えるとすれば、妻への年金給付額も、夫の年金資産に含めるべきである³⁾。第2に、遺族年金も、夫の厚生年金と連動して支給されるので、夫の生存率を反映させた上で年金資産の計算に反映させることにする。我々の想定する夫婦の場合、夫が死亡した際に妻に支払われる遺族年金としては、夫の報酬比例部分の4分の3に相当する遺族厚生年金、妻が64歳まで支払われる中高齢寡婦加算、65歳以降支払われる経過的寡婦加算がある⁴⁾。第3に、在職老齢年金も年金資産の計算に反映させることにする。公的年金が高齢者の就業/引退の意思決定にどのような影響を及ぼしているかを検討する場合、在職老齢年金の存在を無視することはできない。制度改革前はフルタイム就業の場合年金給付が大幅に支給停止となっていたので、在職老齢年金を無視しても問題はなかったが、改革後は重要なポイントとなる。第4は、年金保険料をどう処理するかである。前述のように、年金資産の計算においては保険料は差し引く

ことにする。したがって、本稿における年金資産は保険料を差し引いたネット・ベースの数字である。第5は、高年齢雇用継続給付の扱いである。この給付金は就業を続ける高齢者への補助金であり、年金とは基本的に性格を異にするものであるが、「マイナスの保険料」と解釈することもできるので、上で述べた保険料と同様の処理を行って年金資産の額に反映させる。

以上を考慮すると、 t 歳時点で引退したときの年金資産 $PENW_t$ (年額) を求める基本式は、妻が夫の2歳年下であることに注意して、 $61 \leq t \leq 65$ の場合、

$$\begin{aligned}
 & PENW_t/12 \\
 &= \sum_{i=60}^{t-1} SVH_i \{ [11 - 0.6 SW_i + 0.4 (PENF_{60} - ADD)] + SVW_i ADD \} / (1+d)^{i-54} \\
 & \dots\dots (60 \text{ 歳以降引退するまでの}) \text{ 在職老齢年金 (併給調整後)} \dots\dots \\
 &+ \sum_{i=t}^{99} SVH_i [PENF_i + (1 - SVW_i) ADD] / (1+d)^{i-55} \\
 & \dots\dots \text{引退後の年金 (妻の加給年金 [妻 64 歳まで] を含む)} \dots\dots \\
 &+ \sum_{i=67}^{101} SVW_i [BASEW + SVH_{67} ADD'] / (1+d)^{i-55} \\
 & \dots\dots \text{妻の老齢基礎年金プラス振替加給 (妻 65 歳以降)} \dots\dots \\
 &+ \sum_{i=t}^{101} SVW_i (1 - SVH_i) [SURV_i + ADDS] / (1+d)^{i-55} \\
 & \dots\dots \text{夫が死亡した場合、妻が受け取る遺族年金} \dots\dots \\
 &- \sum_{i=60}^{t-1} SVH_i [(DAXR_i/2) SW_i - 0.25 W_i] / (1+d)^{i-54} \\
 & \dots\dots (60 \text{ 歳以降引退するまでの}) \text{ 厚生年金保険料マイナス継続給付} \dots\dots
 \end{aligned}$$

として計算できる (単位: 万円。55歳時点の価格で評価。物価スライドは表記を省略)⁵⁾。ただし、 ADD は妻が64歳まで支給される加給年金、 ADD' は加給年金に代わって妻が65歳以降受け

取る振替加給（妻が64歳以前に夫が死亡すれば給付されない）、*BASEW* は妻が65歳以降受ける老齢基礎年金、*SURV* は夫が死亡した時点以降妻が受け取る遺族厚生年金、*ADDS* は夫が死亡した時点以降妻が受け取る中高齢寡婦加算（65歳以降は経過的寡婦加算）である。*SVH_i* は55歳まで生存した夫が*i*歳まで生存する条件付き確率、*SVW_i* は53歳まで生存した妻が（*i*-2）歳まで生存する条件付き生存確率である。なお、夫婦ともに簡易生命表の上限である99歳を年齢の上限としている。なお、*DAXR_i* は*i*歳における厚生年金の保険料率である（労使折半）⁶⁾。55 ≤ *i* ≤ 60 の場合は、上式右辺の第1項と第5項を取り除き、第2項で *i*=60 とする。さらに、55 ≤ *i* ≤ 59 の場合は、55歳から引退時までに支払う厚生年金の保険料と引退時から60歳まで支払う国民年金の保険料を右辺から差し引く必要がある。制度改革前の年金資産についても、以上に準じて定式化できる。

Ⅲ 試算結果とそのインプリケーション

本節では、これまで述べてきた方針に基づいて得られた主な試算結果を紹介し、その政策的なインプリケーションを考えることにする。最初に、我々の試算のベースになっている高年齢サラリーマンをめぐる賃金・年金環境を簡単に見ておこう。

まず、賃金（月収）は55歳時点で月額43.4万円、定年直前（59歳）の賃金は48.0万円、定年後も働き続けた場合の賃金は22.5万円というのが、我々の想定する平均的なサラリーマンの姿である。このサラリーマンが60歳で引退した場合に受け取る年金は月額22.0万円（妻の加給年金を含む）となるが、これは再就職した場合の賃金とほぼ同じ水準である。一方、働き続ければ賃金が入るものの、年金額は7.9万円（継続給付との併給調整後）と満額年金の4割以下となってしまう。ただし、働き続ければ厚生年金の保険料（月額2.1万円）を支払い、その一方で継続給付（同5.6万円）を受け取ることに注意する必要がある。

1. 年金資産の試算結果

表1は、本稿の主要なテーマである年金資産の試算結果をまとめたものである。年金資産の大きさは割引率をどう設定するかで大きく異なるが、この表では6%、3%という2つのケースで試算している。さらに、夫が死亡した際に妻が受け取る遺族年金を含める場合と含めない場合に分けて、制度改革前と改革後とで年金資産の値がどのように変化したかも示されている⁷⁾。当然ながら割引率を低くすると、また、遺族年金の存在を考慮すると年金資産の額は膨らむことになるが、そのほかに次の2点が注目される。

第1に、いずれの場合においても、年金資産の

表1 年金資産の試算結果

(万円)

引退年齢		55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65
(割引率=6%)												
遺族年金含む	改革前	2,232	2,269	2,309	2,350	2,394	2,439	2,344	2,252	2,163	2,077	1,994
	改革後	2,232	2,269	2,306	2,346	2,388	2,432	2,391	2,348	2,305	2,262	2,219
遺族年金含まず	改革前	1,975	2,003	2,034	2,067	2,102	2,139	2,040	1,945	1,852	1,762	1,676
	改革後	1,975	2,003	2,031	2,062	2,096	2,132	2,087	2,040	1,994	1,947	1,900
(割引率=3%)												
遺族年金含む	改革前	3,596	3,671	3,748	3,826	3,905	3,985	3,892	3,798	3,703	3,608	3,512
	改革後	3,596	3,670	3,744	3,820	3,898	3,977	3,948	3,915	3,878	3,838	3,795
遺族年金含まず	改革前	3,102	3,160	3,220	3,282	3,344	3,408	3,308	3,207	3,105	3,002	2,899
	改革後	3,102	3,160	3,217	3,277	3,338	3,400	3,364	3,323	3,279	3,232	3,182

注：1. 1940年生まれの標準的サラリーマンの場合。

2. 55歳時点の価格で評価したネット・ベースの割引現在価値。

3. 無給の妻の加給年金、振替加給、老齢基礎年金を含む。

額は60歳まで増加し、その後65歳まで減少するというパターンが示されている(表1の値は55歳時点の価格で評価したものであることに注意)。これは、公的年金に関する限り、60歳の定年まで働き続けることが有利であること、逆に、定年を過ぎると働き続けるほど不利になることを示している。このパターンは制度改革前後で同じである。

第2に、制度改革の前後について比較すると、60歳まではほとんど差がないものの、61歳以降になると改革後の方が年金資産の額は幾分大きくなっている。これは、後で詳しく見るように、在職老齢年金制度の改正や継続給付制度の導入によって、公的年金が「働くことへの罰則」としての機能を弱めたことを反映している。

定年以降において引退年齢を先延ばしすると次の4つの効果が発生する。

第1に、引退年齢を先延ばしした期間分だけ(満額)年金の受け取りが減少する。

第2に、その一方で在職老齢年金(及び継続給付)の受取分が増加する。

第3に、厚生年金の被保険者期間の延長と平均標準報酬月額の変化によって、引退後の年金査定額が変化する(通常は査定額は上昇する)。

第4に、厚生年金の保険料を納め続けなければならない(64歳まで)。制度改革前においては、フルタイムで再就職する場合、年金のかかなりの部分が減額されるかあるいは全額支給停止となったため、上述の第2の効果はあまり重要ではなかった。しかし、改革後は第2の効果が大きくなるので、第1の効果がかかなり相殺されていることが表1から推察される。

2. 高齢者の就業行動との関係

さて、表1で示された年金資産の変化は、実際の高齢者の就業行動とどの程度整合的であろうか。年金資産によって影響されるのは就業意欲であるが、(a)就業者かつ雇用者、(b)不就業者かつ就業希望者、であれば就業意欲を持つと見なしてよいであろう。ところが、(制度改革前の)1992年における労働省の『高年齢者就業実態調査』か

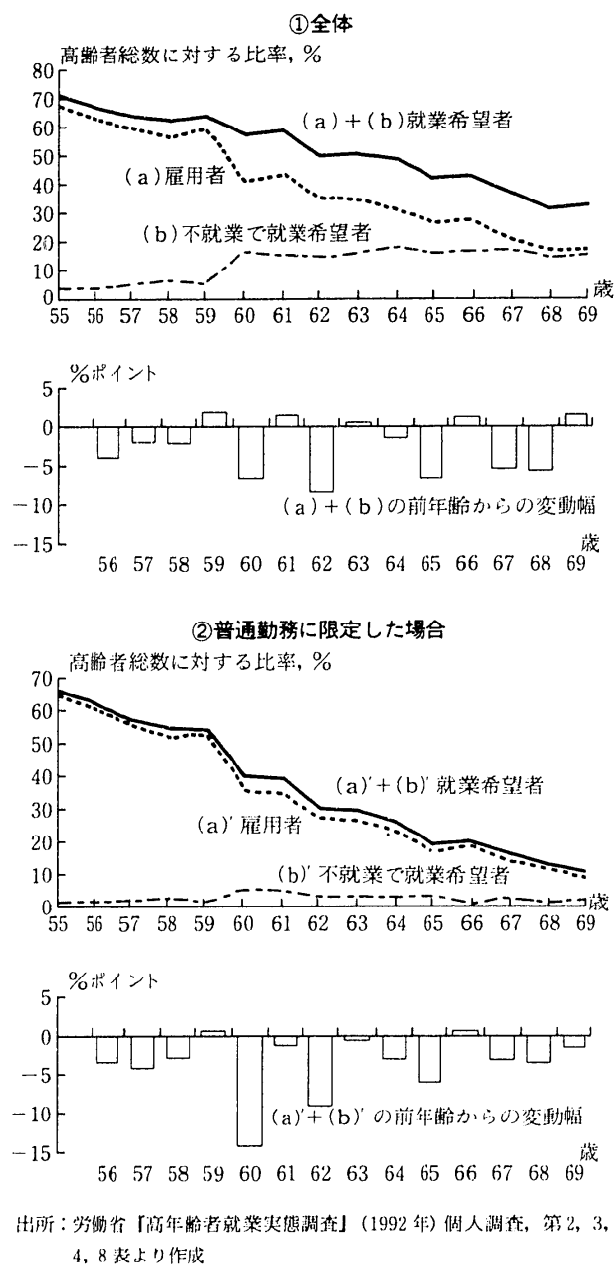


図1 就業意欲の変化(男子)

ら、(a)+(b)の全高齢者に占める比率(男子)を年齢毎に調べると、図1①に示されるように、年金資産の60歳及び65歳近辺の屈曲に対応するような変化は見られない。

しかし、これからただちに、年金資産の変化が引退年齢の決定に影響を与えないと結論づけるこ

表2 年金資産発生額と制度改革の効果

引退年齢の先延ばし	55-56	56-57	57-58	58-59	59-60	60-61	61-62	62-63	63-64	64-65	65-66
年金資産発生額(改革前, 万円)	74.9	76.8	78.0	79.1	80.2	-92.7	-94.0	-94.9	-95.6	-95.8	0.0
対賃金比 (a)	0.133	0.141	0.149	0.157	0.166	-0.436	-0.462	-0.488	-0.514	-0.540	0.0
年金資産発生額(改革後, 万円)	74.5	74.1	75.9	77.6	79.3	-29.4	-33.3	-36.9	-40.0	-42.8	0.0
対賃金比 (b)	0.132	0.136	0.145	0.154	0.164	-0.138	-0.164	-0.189	-0.215	-0.241	0.0
(b) - (a)	-0.001	-0.005	-0.004	-0.003	-0.002	0.298	0.298	0.298	0.298	0.299	0.0
在職老齢年金制度の改正	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.149	0.149	0.149	0.149	0.149	0.0
高年齢雇用継続給付の導入	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.154	0.154	0.154	0.155	0.155	0.0
保険料の見直し	-0.001	-0.005	-0.004	-0.003	-0.002	-0.005	-0.005	-0.005	-0.005	-0.005	0.0

注) 1. 1940年生まれの標準的サラリーマンの場合。遺族年金を含む。割引率=3%。

2. 55歳時点の価格で評価。各時点の賃金も生存確率と割引率で割り引いてある。

3. 高年齢雇用継続給付による効果は、在職老齢年金との併給調整後のもの。

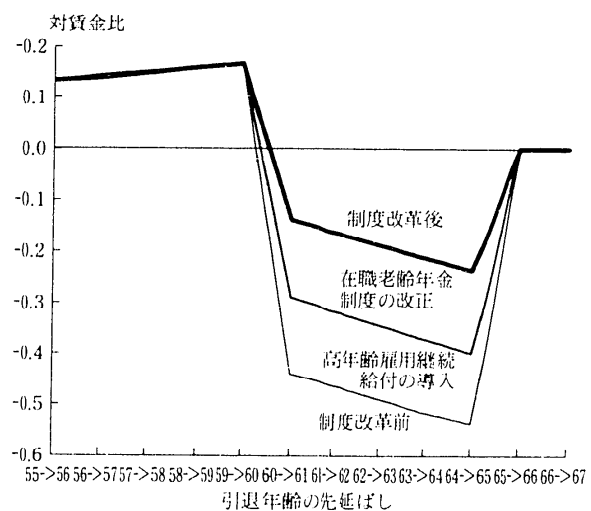
4. 保険料の見直しの効果は、厚生年金についてのみ。

とはできない。高齢者の就業形態は若壮年層に比べて多様であり、特に60歳以降は在職老齢年金の制約もあって、普通勤務ではなく低賃金の短期間勤務が選択されることが多くなることが統計上確認できる(特に制度改革前)。この行動は、完全な引退ではないものの、「部分的引退」として解釈することもできるだろう。このような部分的引退行動に年金資産が影響を与えているかもしれない。しかし、(a)+(b)の比率の年齢別変化を単純に比較すると、この部分的引退の存在が無視されてしまう。

そこで、同じく『高年齢者就業実態調査』に基づいて、(a)'就業者かつ雇用者のうち普通勤務に就いている者、(b)'不就業者かつ就業希望者のうち普通勤務を希望している者、をそれぞれ計算し、(a)'+(b)'の比率の年齢別変化を示したのが図1②である。この場合、60歳時点における就業意欲の低下はやはり目立っており、年金資産の変化と整合的であることがわかる。ただし、65歳における比率の大きな屈曲はここでも確認できない。年金資産が減少していくのにも関わらず65歳まで就業を続けようとする高齢者にとっては、65歳時点における年金資産の増減はあまり重要な意味を持たず、その他の要因の方が重要であると推察される。

3. 年金資産発生額から見た制度改革の評価

次に、年金資産発生額が制度改革によってどの



注：表2を図示したもの。ただし、保険料の見直しの効果は僅少なので省略してある

図2 年金資産発生額と制度改革の効果

程度変化しているかを示したのが表2及び図2である(遺族年金を含む。割引率=3%の場合)。年金資産発生額は60歳まではプラス、それ以降はマイナスになっており、公的年金の高齢者就業への影響が60歳を境にして促進効果から抑制効果に転じることがここからも確認できる。なお、年金資産発生額のマイナス幅が年齢が上昇するにつれて若干ながら高まるのは、死亡確率が加齢によって上昇し、満額年金の受け取りを先延ばしするリスクがその分高まるからである。

しかし、今回の制度改革は、在職老齢年金制度の改正、高年齢雇用継続給付の導入を通じて年金資産発生額のマイナス幅をかなりの程度縮小させており、それ自体としては公的年金を高齢者の引退行動に対してより中立的なものに変化させていることがわかる。例えば、60歳から61歳に引退を先延ばししようとする場合、制度改革前には年金資産はネットで92.7万円－60歳で再就職したときの賃金の43.6%－減少することになっていた。しかし、その減少分は在職老齢年金の改正で14.9%ポイント、高年齢雇用継続給付の導入で15.4%ポイント削減され(併給調整後)、保険料率の引き上げによる影響を考慮しても、年金資産の減少額は結局29.4万円と賃金の13.8%へと大幅に縮小している。今回の制度改革は、公的年金が60歳台前半の就業に対して持っている抑制効果を弱めることが期待されるが、その大きさがここで定量的に確認されたわけである。

4. 所得階層別に見た制度改革の効果

これまで年金資産発生額に着目して制度改革の効果を見てきたわけだが、その効果は所得階層によってどのように異なっているだろうか。厳密さには目をつぶって最後にその点を大雑把に検討してみよう。計算の手法としてはこれまでの計算を所得階層毎に繰り返して行えばよいが、次の2点に注意する必要がある。

第1に、所得階層(10, 25, 50, 75, 90パーセンタイル)別の賃金は、『賃金構造基本統計調査報告』からは年齢階層別の所定内給与額の所定内

給与額ベースでしか入手できない。したがって、所得階層別のきまって支給する現金給与額ベースへの賃金プロファイルは、標準的サラリーマンと当該所得階層の所定内給与額の比率を用いて推計することにする。この方法は、所得階層が年齢を通じて固定されていることを前提とするものであり、正確さに欠けることは否定できない。

第2に、所得階層毎の在職老齢年金や継続給付の決定式は標準的サラリーマンのそれとは異なってくるので、当然ながらそれを考慮しなければならない。

以上の2点を踏まえて、所得階層別に見た年金資産発生額の変化を制度改革の前後で比較したものが表3である(60-64歳時点における平均値。遺族年金を含む。割引率=3%の場合)。これから次の2点が確認できる。

第1に、制度改革の効果は中所得層よりやや所得の高い層(75パーセンタイル)において最も大きなものとなっている。この所得層は、制度改革前は低所得層に比べて在職老齢年金がその就業に対して大きなネックになっていたが、その状況が制度改革後で大きく改善されている。逆に低所得層に対しては、今回の制度改革はあまり大きなメリットをもたらしておらず、所得がかなり低い層ではむしろ不利になっている可能性も示唆されている。継続給付は彼らの就業にプラスの効果をもたらしているはずだが、在職老齢年金制度は賃金の絶対水準で年金の支給停止率が決定されていた改革前の方が低所得層にとってはむしろ有利であった。一方、所得がかなり高くなると在職老齢年

表3 所得階層別に見た制度改革の効果

所得階層	平均	10パーセンタイル	25パーセンタイル	50パーセンタイル	75パーセンタイル	90パーセンタイル
年金資産発生額の対賃金比						
改革前(a)	-0.488	-0.241	-0.317	-0.447	-0.581	-0.510
改革後(b)	-0.190	-0.278	-0.246	-0.215	-0.174	-0.297
(b) - (a)	0.298	-0.036	0.071	0.232	0.407	0.214
在職老齢年金制度の改正	0.149	-0.185	-0.078	0.084	0.261	0.218
高年齢雇用継続給付の導入	0.154	0.153	0.154	0.153	0.150	0.000
保険料の見直し	-0.005	-0.005	-0.005	-0.005	-0.005	-0.005

注：1. 表2と同様の計算を所得階層毎に行ったもの。

2. 60歳から64歳までの平均値。

金の支給額や継続給付の減額を受けて制度改革のメリットは低下する。

第2に、第1の点と裏腹の関係にあるが、低所得層の方が継続給付の導入の影響を相対的に強く受け、逆に、高所得層の方が在職老齢年金制度の改正の影響を強く受けている。在職老齢年金制度の改正と継続給付の導入には、高齢者の雇用促進という点で重複する部分があり、制度上の整理が今後必要になるかもしれない。両者の併給調整はその具体的な措置であるが、低所得層には継続給付を、高所得層には在職老齢年金の調整を、といった役割分担を検討する余地も残されていると考えられる。

IV まとめ——試算結果の評価

以上の試算によって、今回の年金・雇用保険制度改革のうち、在職老齢年金制度の改正と高年齢雇用継続給付制度の導入は、60歳台前半の就業行動に対して大きな影響を持っていることが示された。引退年齢の先延ばしは、その人が将来受け取ることができる年金資産を変化させる。これまでの年金制度の下では、引退年齢を先延ばしすれば年金資産の額がネットで減少していくという傾向がかなり鮮明に見られ、高齢者の就業へのインセンティブは大きく阻害されていた。しかし、今回の制度改革では、在職老齢年金制度の改正や高年齢雇用継続給付の導入によって、年金資産の減少の程度がかなり軽減される形になっている。そのため、公的年金は高齢者の就業にとってより中立的な姿に近づいていると言えよう。その効果は、中所得層よりやや所得の高い層において最も大きなものとなっているという点も試算結果から示唆される。

このように、今回の年金・雇用保険制度改革は、高齢者の就業意欲が年金制度によって阻害されるという度合いをかなり軽減する効果を持っていると評価できる。したがって、今回の制度改革は他の条件を一定とすれば高齢者の就業を促進し、日本経済が将来直面するであろう労働力不足の軽減にも寄与することが期待される。しかし、ここで

の試算結果は、今回の制度改革にまったく問題がないということを意味するものではない。

特に、公的年金の持つ就業意欲減退効果が軽減され、高齢者の労働供給が増加したとしても、企業が高齢者労働に対する需要を増やさなければ制度改革は高齢者の賃金を引き下げる効果しか持たなくなる。逆に言えば、ここでの試算結果は、高齢者の労働供給が増加しても賃金は不変であることを前提として得られたものにすぎない。高齢者がせっかく引退を先延ばしして働こうとしても、提供される就業機会が限定的であれば制度改革の効果は限定的なものとなる。特に、高齢者の継続雇用の促進を目的として導入された継続給付は、高齢者を雇用する企業への補助金に変質する危険性もある⁸⁾。したがって、高齢者の雇用機会拡大のためには、今回の制度改革のように労働の供給要因を調整する政策だけではその効果に限度があり、需要サイドで高齢者雇用を促進する政策を別途検討する必要がある。

なお、本稿では、年金資産と引退行動の関係についての分析を男子高齢者に限定して行っている。その最大の理由は、女子高齢者の就業率が厚生年金の支給開始年齢前ですでに6割を割り込んでおり(55-59歳で58.8%、雇用就業率は34.9%、『高年齢者就業実態調査報告』(1996年))、女子の引退行動を年金資産という観点からのみ説明することの現実的妥当性が疑わしいと考えたためである。

しかし、いわゆる日本的雇用慣行が変質し、女子の就業率が高まりつつある中で、男子高齢者(しかも本稿のように特定の世帯構成を想定した)に限定した分析にはやはり問題がある。男女間の比較や世帯構成の関係を考慮した高齢者の引退行動の分析は今後の課題としたいが、その場合、年金資産以外の要因にも注目する必要があることは言うまでもない。

(付録) 在職老齢年金(制度改革後)と高年齢雇用継続給付の査定式

在職老齢年金額 $PENW_t$ ($60 \leq t \leq 64$) は、標準報酬月額を SW_t 、60歳定年時点の満額年金額を

$PENF_{60}$ とすれば,

$$PENW_t = \begin{cases} PENF_{60} & \text{for } SW_t = 0, \\ 0.8PENF_{60} & \text{for } 0 < SW_t \leq 22 - 0.8PENF_{60}, \\ 11 - SW_t/2 & \text{for } 22 - 0.8PENF_{60} < SW_t \leq 34, \\ + 0.4PENF_{60} & \text{for } 34 < SW_t \leq 28 \\ 28 - SW_t & \text{for } 34 < SW_t \leq 28 \\ + 0.4PENF_{60} & \text{for } 28 + 0.4PENF_{60} < SW_t \\ 0 & \text{for } 28 + 0.4PENF_{60} < SW_t \end{cases}$$

となる(月額, 万円)。我々の想定する標準的サラリーマンの場合は, 3番目の式が当てはまる。ただし, 上の式に含まれる満額年金額 $PENF_{60}$ は妻の加給年金を除いた部分で計算され, その計算結果に加給年金を満額加えた額が当該サラリーマンに支給される。また, 1998年度からは高年齢雇用継続給付との「併給調整」が実施され, 継続給付を受けている者は在職老齢年金の支給額から標準報酬月額の10%に相当する分が差し引かれる。

一方, 高年齢雇用継続給付 SUB_t ($60 \leq t \leq 64$) は,

$$SUB_t = \begin{cases} 0.25W_t & \text{for } W_t < 0.64W_{59}, \\ (13.6W_{59} - 16W_t)/21 & \text{for } 0.64W_{59} \leq W_t < 0.85W_{59}, \\ 0 & \text{for } 0.85W_{59} \leq W_t \end{cases}$$

として計算される(月額, 万円)。我々の想定する標準的サラリーマンの場合は, 1番目の式が当てはまる。

注

※本稿の作成に当たり, 八代尚宏上智大学教授と2名の匿名の本誌レフェリーに貴重なコメントをいただいた。また, 清家篤慶応義塾大学教授には, 年金資産の計算に関する筆者の技術的な質問に答えていただいた。4氏に厚く感謝したい。ただし, 本稿に含まれる誤りは当然のことながらすべて筆者のものである。

1) ここでの近似計算は, $u(c + \Delta c) \approx u(c) + u'(c)\Delta c$ という変形による。ここでは, 1年先延ばしした場合の所得水準の変化幅が元の水準に比べてそれほど大きくないという想定を置いて

ている。また, 利子率(割引率)をプラス, 賃金を可変としても本文の議論は基本的に成り立つ。

2) 標準的サラリーマンの加入年数を55歳の誕生日を迎えた時点で25年間としたのは, 社会保険庁『事業年報』(1996年版)における厚生年金新規裁定者の平均加入月数が370ヵ月(≈ 30.8 年間)となっているため, 60歳まで加入し続けられ加入年数が30年間となるように想定したからである。

3) なお, 妻の加給年金は夫の生年月日, 振替加算は妻の生年月日によって決定され, 本稿で想定している夫婦の場合, それぞれ年額25万7,500円, 13万4,600円である。また, 単純化のために, 妻の老齢基礎年金は満額(物価スライド分を除くと年額78万円)支給されると仮定する。

4) 中高齢寡婦加算は定額で年58万5,000円(物価スライド分を除く)である。一方, 経過的寡婦加算は妻の生年月日に応じて決定され, 本稿で想定している妻の場合, 年29万2,500円(物価スライド分を除く)となる。

5) ここでは, 満額年金は誕生日を迎えた時点で一括支給されるが, 賃金や在職老齢年金, 継続給付等は(在職中に死亡するリスクを考慮して)次の誕生日を迎えた時点で支給されるとする。したがって, 割引現在価値の計算においても後者は前者より1年先の値として計算される。

6) ここでの厚生年金の保険料率は, 制度改革前後でそれぞれ設定された引き上げスケジュールを反映させている。また, 改革後はボーナス(年収の4分の1程度と仮定)の1%が保険料として新たに徴収されるが(労使折半), その点も試算で反映させている。

7) 高山他[1990]の試算では, 1984年当時で55-59歳階層の場合, 割引率をベースアップ率[1984年で3-4%程度]に等しいと想定すれば年金資産は3,632万円となっている。一方, 清家[1991]の試算では, 1981年当時で60歳の場合, 割引率6%で年金資産は2,503万円となっている。計算の前提が異なるので単純な比較はできないが, 本稿の試算結果もこれらの先行研究のそれとほぼ同じレベルの値になっている。

8) 高年齢雇用継続給付の問題点については, 八代=伊藤[1996]でも指摘されている。

参考文献

- Crawford, V. P. and D. M. Lilien [1981] "Social Security and Retirement Decision", *Quarterly Journal of Economics* 95, August.
Kotlikoff, L. J. and D. A. Wise [1989] "Employee Retirement Behavior and a Firm's Pension Plan", in *The Economics of Aging*, ed. D. A. Wise, University of Chicago Press.

- Lumsdaine R. L. and D. A. Wise [1994] "Aging and Labor Force Participation: A Review of Trends and Explanations", in *Aging in the United States and Japan*, ed. Y. Noguchi and D. A. Wise, University of Chicago Press.
- Stock, J. H. and D. A. Wise [1990] "Pensions, the Option Value of Work, and Retirement," *Econometrica* 58, September.
- Ward, M. P. [1984] "The Effect of Social Security on Male Retirement Behavior", *Working Draft*, Rand Corporation, June 1984.
- 清家 篤 [1991] 「生涯年金資産と就業行動」『経済研究』第42巻第1号。
- 清家 篤 [1993] 『高齢化社会の労働市場』, 東洋経済新報社。
- 高山憲之・舟岡史雄・大竹文雄・関口昌彦・澁谷時幸・上野 大・久保克行 [1990] 「人的資産の推計と公的年金の再分配効果」, 経済企画庁『経済分析』第118号。
- 橘木俊詔・下野恵子 [1994] 『個人貯蓄とライフサイクル』, 日本経済新聞社。
- 八代尚宏・伊藤由樹子 [1996] 「高齢者保護政策の経済的帰結」, 八田達夫・八代尚宏編『「弱者」保護政策の経済分析』, 日本経済新聞社。
(おしお・たかし 立命館大学助教授)